

事務連絡  
令和8年3月10日

建設業労働災害防止協会  
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課  
建設安全対策室長

### 建設工事等におけるガス管損傷及び一酸化炭素中毒等による労働災害の防止について

標記については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第355条に基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

さらに、建設業における一酸化炭素中毒等の予防については、平成10年6月1日付け基発第329号「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」により、作業場所の換気等作業管理等を徹底するよう指導しているところです。

今般、別添のとおり、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長から、建設工事等におけるガス管損傷事故及び一酸化炭素中毒等事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、これらによる労働災害を防止するため、貴協会会員に対し別添の事項について周知徹底してくださるようお願いいたします。